

令和9年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：農産局果樹・茶グループ

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）			<品名> 繭・生糸 <制度名> 関税割当制度、特別緊急関税制度								
改正要望の内容			○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項、第7条の3第1項及び第7条の4第1項 ○具体的な内容 「令和9年3月31日まで」または「令和8年度まで」とされているものを1年以上延長する。								
税番	統計 細分	品目	現行税率			改正後税率			WTO 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠			
		(別紙)									
										百万円	百万円
改正要望内容の 施行期日及び適用期間			○施行期日 令和9年4月1日 ○適用期間 「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況			① 現状 (1) 改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 蚕糸・絹業の流通は、養蚕農家から製糸業者、絹織物業者等を経て消費者まで多段階に渡っており、段階ごとに製品の付加価値が高くなる。和装需要が減少する中、各業者の経営は厳しくなっており、現時点では国産品と輸入品に品質面での差がないことから、国産生糸の販売価格は製造コストを下回っており、国産生糸を生産している製糸業者は赤字経営となっている。 このような中、蚕糸業を持続的なものにするため、全ての関係者が一体となって生産コストを適切に反映した合理的な繭価格、生糸価格を実現していくために、消費者に対して国産生糸の歴史的・文化的背景を紹介し、国産生糸の価値を適切に評価いただき、国内蚕糸業の再生と持続的発展を図る取組が進められている。 また、和装以外の新たな需要として、繊維用途（ウォッシュャブルシルク、ウィッグ等）、非繊維用途（化粧品、食用のシルクパウダー等）の開発・製品化が行われているほか、養蚕と福祉との連携等も行われており、これらの取組によるシルクの需要拡大が期待されている。 こうした状況下において、関税割当制度により、需要者に対する安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護している。また、特別緊急関税制度により、輸入基準数量を上回る、又は発動基準価格を下回る輸入について追加関税を課し、国内生産者に与える損害を緩和する措置を講じてい								

る。

< 繭・生糸の国内生産量 >

単位：トン

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
繭	61	51	45	38	31
生糸	10	10	9	8	8

資料：(一財) 大日本蚕糸会「シルクレポート」

(2) 輸入状況等

繭 (5001. 00. 010)

単位：トン、：百万円

年 度 国 名	令和 5		令和 6		令和 7	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額
中国	0. 4	2	1. 4	6	2. 4	11
計(含その他)	0. 4	2	1. 4	6	2. 4	11

資料：財務省「貿易統計」

生糸 (5002. 00. 211, 215, 216, 217)

単位：トン、：百万円

年 度 国 名	令和 5		令和 6		令和 7	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額
中国	125	1, 236	105	1, 144	93	999
ブラジル	54	573	47	577	27	332
タイ	1	13	1	8	1	16
計(含その他)	183	1, 841	153	1, 728	122	1, 348

資料：財務省「貿易統計」

(3) 国際市況等

< 中国産の平均価格 >

年		令和 5	令和 6	令和 7
平均 価 格 (円/kg)	乾繭	2, 924	3, 248	3, 063
	生糸	9, 190	10, 609	10, 168

※中国繭絲綢交易市場(浙江省、嘉興)から年平均価格を算出。

(4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態

CPTPP、日欧EPAにおいて、段階的に 11 年目に関税撤廃（一部の生糸については、日欧EPAにおいて、段階的に 13 年目に関税撤廃）。日英 EPA において、日欧EPAと税率や撤廃年が揃うように段階的に関税撤廃。

	② 問題点 上記取組により、純国産絹製品づくりやブランド化の取組が進みつつあるものの、現時点では十分な国際競争力を確保するに至っていない。また、和装需要の減少を受け、和装以外の新たな需要創出に向けた取組を行っているところであるが、需要拡大の効果が現れるには時間を要する。																																
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力の強化の取組を進めるため。 ② 改正の方向性 輸入品との価格差がある中、我が国の蚕糸業を維持・発展させていくにあたって、純国産絹製品の需要を確保して国際競争力の強化に取り組むとともに、新たな需要の創出に向けた蚕糸業の産業としての基盤を維持するため、本制度を維持し、国内生産を保護していく必要がある。 ③ 改正目的達成予定時期 全ての関係者が一体となって、生産コストを適切に反映した合理的な繭価格、生糸価格を実現し、高品質な国産生糸を安定的に生産する体制が構築され、持続的な蚕糸業の実現が図られるまで本制度を維持する必要がある。																																
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1) 改正による国内産業保護に与える効果・影響 関税割当制度により、需要者に対して、安価かつ安定的に輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力の強化を推進することができる。また、特別緊急関税制度により、輸入基準数量を上回る、又は発動基準価格を下回る輸入について追加関税を課し、国内生産者に与える損害を緩和することが出来る。 [内外価格差] <table><tr><th colspan="2">注：繭の輸入品価格は生繭に換算した値</th><th>国産品価格</th><th>輸入品価格</th><th>内外価格差</th></tr><tr><td rowspan="2">令和5年度</td><td>繭</td><td>2,629 円/kg</td><td>2,099 円/kg</td><td>1.3 倍</td></tr><tr><td>生糸</td><td>11,500 円/kg</td><td>10,060 円/kg</td><td>1.1 倍</td></tr><tr><td rowspan="2">令和6年度</td><td>繭</td><td>2,665 円/kg</td><td>2,119 円/kg</td><td>1.3 倍</td></tr><tr><td>生糸</td><td>14,300 円/kg</td><td>11,281 円/kg</td><td>1.3 倍</td></tr><tr><td rowspan="2">令和7年度</td><td>繭</td><td>2,913 円/kg</td><td>2,127 円/kg</td><td>1.4 倍</td></tr><tr><td>生糸</td><td>15,230 円/kg</td><td>11,085 円/kg</td><td>1.4 倍</td></tr></table> 資料：農林水産省、（一財）大日本蚕糸会調べ、財務省「貿易統計」 (2) 消費者等の利益に与える効果・影響 関税割当制度により、需要者に対する安価な輸入品の供給を確保することで、	注：繭の輸入品価格は生繭に換算した値		国産品価格	輸入品価格	内外価格差	令和5年度	繭	2,629 円/kg	2,099 円/kg	1.3 倍	生糸	11,500 円/kg	10,060 円/kg	1.1 倍	令和6年度	繭	2,665 円/kg	2,119 円/kg	1.3 倍	生糸	14,300 円/kg	11,281 円/kg	1.3 倍	令和7年度	繭	2,913 円/kg	2,127 円/kg	1.4 倍	生糸	15,230 円/kg	11,085 円/kg	1.4 倍
注：繭の輸入品価格は生繭に換算した値		国産品価格	輸入品価格	内外価格差																													
令和5年度	繭	2,629 円/kg	2,099 円/kg	1.3 倍																													
	生糸	11,500 円/kg	10,060 円/kg	1.1 倍																													
令和6年度	繭	2,665 円/kg	2,119 円/kg	1.3 倍																													
	生糸	14,300 円/kg	11,281 円/kg	1.3 倍																													
令和7年度	繭	2,913 円/kg	2,127 円/kg	1.4 倍																													
	生糸	15,230 円/kg	11,085 円/kg	1.4 倍																													

	国内産の絹製品を安価に購入することができる。 (3) その他の効果・影響 特になし。 ② 改正の妥当性 一定数量の範囲内で需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、純国産絹製品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力の強化を推進することができることから、本制度の維持が適当である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 養蚕は、一般に複合経営の品目の一つとして位置付けられており、養蚕農家は、水稻や野菜などの食用作物と組み合わせて養蚕を行うことにより、経営の安定化を図っている。 また、養蚕に必要不可欠な桑の栽培により、食料安全保障の根幹を成す農地の維持に貢献している。当省においては、政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることを掲げており、令和6年度の総合評価書「総合的な食料安全保障の確立」において、「我が国の総合的な食料安全保障の確保に向けて、評価対象政策である「総合的な食料安全保障の確立」に対して一定の有効性が確認された」とされているところである。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 上記①の政策評価を踏まえ、当省としては、引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた様々な取組を維持・促進していく必要があることから、こうした取組を支援する一環として、繭・生糸に係る関税割当制度についても、引き続き延長することが適当である。 ③ 政府方針と改正の関係 関税割当制度を継続することにより、これまで政府として推進してきた消費者から適正に評価される国産繭・生糸の希少性を活かした高品質な純国産絹製品づくりをより効率的に推進することが可能となる。 ④ 関連措置 【持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進】 繭・生糸の生産性の向上や高品質化のための研修会の開催や技術アドバイザーの派遣、桑の新植・改植、新技術の実証、関連設備の改修、人材確保策の検討、生産コスト調査を踏まえた生産・販売戦略の策定等による生産体制の強化及び商品開発や消費者の理解促進等による需要拡大を支援。

○ 改正経緯

これまでの改正状況	繭については平成7年度から、生糸については平成20年度から関税割当制度に移行。また、輸入繭・生糸の急増により国内生産に影響を与えないよう、特別緊急関税制度を適用。
措置による効果	暫定無税の一次枠により需要者に対して安価かつ安定的に輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力の強化を推進することができる。

改正要望に関する詳細説明（関税率関係）

税 番	統計細分	品 名	現行税率			改正後税率			W T O 譲許税率	現行制度 の増減税 規模	改正増 減収額
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠			
5001.00	010	繭（繰糸に適するものに限る。） ーこの号に掲げる繭の数量（政令で定めるところにより生糸に換算した数量とする。）及び第5002.00 号の 2 に掲げる生糸の数量を合計した数量について、798 トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（第5002.00 号において「共通の限度数量」という。）以内のもの	2,968 円/kg	無税		2,968 円/kg	無税		140 円/kg	△0.3	ー
5002.00	100	生糸（よつてないものに限る。） 1 野蚕のもの	無税			無税			無税		
		2 その他のもの	8,209 円/kg	無税		8,209 円/kg	無税		7.5%	△101	ー
		ー共通の限度数量以内のもの									
	211	ー玉糸 ーその他のもの									
	215	ー繊維度が 21									

	216	中のもの ―――織度が 27 中及び 28 中の もの									
	217	―――その他の もの								百万円	百万円